

庁内チャットソフトウェア保守業務委託  
仕様書

令和6年4月  
高槻市  
総合戦略部DX戦略室

# 目 次

I	全般.....	3
1	業務名 .....	3
2	契約期間.....	3
3	業務目的.....	3
4	保守対象チャットソフトウェア .....	3
5	業務内容.....	3
6	責任の所在.....	4
7	所有権および著作権.....	4
8	業務報告.....	4
II	その他 .....	4
1	全般 .....	4
2	その他 .....	5

# I 全般

## 1 業務名

庁内チャットソフトウェア保守業務委託

## 2 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

## 3 業務目的

本市では、オンプレミス型チャットサービスのRocket.Chatを構築し、試行運用を行っている。本業務は、Rocket.Chatの全職員へのサービス提供を開始するにあたり、Rocket.Chatを構成するソフトウェア一式（以下「チャットソフトウェア」という。）の保守業務を委託することにより、チャットソフトウェアが正常かつ安定的に利用可能な状態とすることを目的とする。

## 4 保守対象チャットソフトウェア

保守対象は、Rocket.Chat（チャット機能）、MongoDB（データベース機能）及びKeyCloak（ユーザー認証連携機能）であること。

なお、チャットソフトウェアは、本市が導入しているNutanix社の仮想化基盤（ソフトウェア「Nutanix AOS Pro」、ハイパーバイザー「Nutanix AHV」）の仮想マシン（Ubuntu 20.04.2 LTS）上で正常に動作することを条件とする。

## 5 業務内容

### （1）チャットソフトウェア環境調査

チャットソフトウェアの環境調査を行い、現状の設定内容を確認すること。また、確認した設定内容を本市に報告すること。

### （2）問い合わせ対応

本市からの操作方法に関する問い合わせについて、電話及び電子メールでの受付を行い、適切に回答すること。また、問い合わせ対応は、全て日本語で行うこと。

受付時間は、原則として平日（土日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日。）の午前9時から午後5時までとすること。ただし、事前に本市の承諾を得た場合に限り、問い合わせ受付日の変更を可とする。

### （3）バージョンアップ作業

契約期間内にバージョンアップ作業を1回行うこと。チャットソフトウェアのバージョンアップ作業を行うにあたり、他の関連ソフトウェアについてもバージョンアップが必要な場合は、必要となる関連ソフトウェアのバージョンアップも併せて行うこと。バージョンアップ作業後は、チャットソフトウェアの動作確認を行うこと。

### （4）セキュリティアップデート情報の確認及び報告

セキュリティアップデート情報が公開された際は、影響等を速やかに報告すること。

## (5) 障害対応

障害発生時の切り分け及び原因調査を行うこと。ただし、チャットソフトウェアが稼働している仮想化基盤のハードウェア障害は、対象外とする。

## 6 責任の所在

受託者の故意または過失により、業務上の事故やシステム障害若しくは災害を発生させ、本市並びにシステム利用者に損害を与えた場合、当該損害のすべてを賠償すること。

## 7 所有権および著作権

### (1) 所有権

本業務委託範囲内で、第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受託者の責任において解決すること。ただし、本市から提供するものを除く。

### (2) 著作権

ア 本業務委託範囲内において発生した各種ドキュメントの著作権については、本市に帰属する。

イ 納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受託者は、当該既存著作物等の内容について、事前に本市の了承を得ることとし、本市は、既存著作物等について当該許諾条件範囲内で使用するものとする。

ウ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を不当に侵害しないこと。

## 8 業務報告

本業務の受託者は、本市に月1回の業務報告を行うこと。報告内容や報告の方法については、本市と協議すること。なお、納品物や各種提出物について、本市が定める様式がないものについては、特に様式を定めなため、受託者の様式がある場合はそれを用いてよいが、事前に様式について本市の了承をえること。

## II その他

### 1 全般

(1) 他の業者と連携・調整が必要となる場合、本市の承認を得た上で、相互に協調を保ち、作業の便宜と進捗を図ること。また、業者間で打ち合わせ等を行った場合、その内容は議事録として記録し、速やかに本市に報告すること。

(2) 本業務遂行中に知り得た秘密事項について、いかなる理由があっても他に漏らさないこと。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡しないこと。契約期間終了後についても同様とする。

(3) 契約に定めない事項、又は契約について疑義が生じた事項については、委託者受託者双方の協議によりこれを定めるものとする。

## 2 その他

### (1) 環境方針

受託者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

### (2) 内部通報制度

ア 従事者は、当該業務の従事に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、または違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

イ 前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

### (3) 障がい者差別の解消

受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び高槻市市長事務部局等における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に準じて、障がい者に対して不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

本件に係る 担当者	高槻市 総合戦略部 DX戦略室 T E L : 072-674-7343 F A X : 072-674-7780 担当者： 辻野、福本
--------------	---